計られたる労働者に充分熟慮せられんことを希望いたします

昭和六年二月十四日

株式会社芝浦製作所

6. 2. 20
-2156

労秘第五三九号

昭和六年二月十八日

警視総監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙蔵殿
社会局長官 吉田茂殿
各庁府県長官殿（北海道・京都・大阪・神奈川・兵庫・愛知・静岡・福岡）

芝浦製作所東京工場ノ労働争議ニ関スル件（第四報）

要旨

(1) 争議団ハ十六日従業員大会ヲ開キ結束ヲ鞏ム
(2) 他団体ハ外部ヨリ煽動ニ努ム
(3) [illegible]ニ付労資折衝ス

標記工場ノ労働争議ノ経過左記ノ通

記